

導管輸送事業の保安規制の枠組み

2024年12月2日

産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付

CCS事業法における導管輸送事業者の保安規制の枠組み

<導管輸送事業者の義務等>

- 導管輸送事業者は、
 - ① 導管輸送工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないものとし【第86条】、
 - ② 経済産業省令で定める災害が発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならないものとする【第87条】。

<自主的な保安>

- 導管輸送事業者は、
 - ① 保安規程を定め、導管輸送事業の開始前に経済産業大臣に届け出なければならないものとし【第88条】、
 - ② 保安教育の実施、作業監督者の選任等をしなければならないものとする【第89条】。

<工事計画及び検査>

- 導管輸送事業者は、
 - ① 導管輸送工作物の設置等の工事の計画を経済産業大臣に届け出て、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、工事を開始してはならないものとし【第90条】、
 - ② 使用前に自主検査を行い、登録導管輸送工作物検査機関の検査に合格した後でなければ、これを使用してはならないものとし【第91条】、
 - ③ 定期的に自主検査をしなければならないものとする【第92条】。

今後の検討スケジュール

- 試掘関連の規定は本年11月18日に施行。
- 貯留事業・導管輸送事業に関する保安規制は、法律の公布の日から2年を超えない日（2026年5月23日）までに施行予定。

